

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年10月18日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	鈴木	澄美
静岡県監査委員	佐地	茂人

1 包括外部監査の特定事件

令和3年度

「文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和3年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の該当ページ	措置の実施状況(区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
区分	内容					
A 総論						
指摘	<p>①各文化施設における備品管理について</p> <p>各文化施設の備品管理状況を確認したところ、㊦備品に物品シールが貼っていない、㊧貸付物品(県から指定管理者に貸した備品)の一部について現物確認を実施していない、㊨物品シールと物品台帳一覧の物品番号が異なるものがあった。</p> <p>㊦及び㊨については、物品シールを用いた備品管理ができないため、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。</p> <p>㊧については、指定管理者が貸付物品の一部について現物確認を実施していないため、定期的な現物確認を実施するよう、周知徹底すべきである。</p>	P43, 44	措置完了	<p>各文化施設における備品管理の不備については、速やかに是正・点検を行い、対応した。</p> <p>今後は、物品シールと物品台帳一覧表の突合や指定管理者による定期的な現物確認を実施するなど、財産規則に則った適切な備品管理を行っていく。</p>	令和4年3月	文化局
意見	<p>①成果指標と活動指標について</p> <p>監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㊦成果指標や活動指標がない」、「㊧成果指標や活動指標が直接的ではない」ものが散見された。</p> <p>㊦については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果(アウトカム)」や「結果(アウトプット)」の良し悪しが判断できず、基本構想に基</p>	P45～48	措置対応中	<p>個々の事業について、効果を適切に測定・評価しうる成果指標等を設定することは、難しい面があるが、意見の趣旨を踏まえ、静岡県総合計画や静岡県文化振興基本計画の改定作業、予算編成作業を通じて、その目標となる指標の適切な設定に努め、事業活動の効果</p>	令和5年3月	文化局

	<p>づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>④については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業目的や内容等を踏まえ、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>特に、監査対象事業である「文化芸術の振興に関する事業」は公益性が比較的高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>		<p>的・効率的な評価・見直しを図っていく。</p> <p>今後は、新たに設定した指標による評価を通じて、各事業の成果を確認し、適宜、必要な施策を講じていく。</p>		
--	--	--	---	--	--

B-01 「富士山」後世への継承推進事業費

意見	<p>①富士山世界文化遺産協議会（以下、協議会）への負担金について</p> <p>協議会は、有識者等による会議の開催等を実施しており、それらに要する経費について、静岡県側と山梨県側で2分の1ずつ、協議会へ負担金を拠出している。そのうち、静岡県側負担分については、県が3分の2、関係6市町が3分の1の割合で、県内市町と負担金を分担している。</p> <p>しかし、担当課は、負担割合やその根拠、経緯を協議会設置要綱その他の規程等（以下、関連資料）に明記していなかった。</p> <p>定期的に県担当者が交代する現状や県民への説明責任を考慮すると、関連資料に負担割合等を明記することが望ましいと考える。</p>	P51, 52	措置完了	<p>令和4年3月に「富士山世界文化遺産協議会負担金に係る事務取扱要領」として負担割合を明記した資料を作成した。</p>	令和4年3月	富士山世界遺産課
----	---	---------	------	--	--------	----------

意見	<p>②記念品の残数について</p> <p>県は、富士山保全協力金の支払者に対し、返礼記念品として缶バッジを配布している。過年度の缶バッジが数千個残っているが、過年度の缶バッジが配布される機会はなく、適宜廃棄している。</p> <p>ここで、過年度の缶バッジ残数を廃棄すると、各年度で数十万円の缶バッジ廃棄損が生じることになり、惜しいと考える。</p> <p>そのため、まず、缶バッジの廃棄をなくすために、発注数や配布方法のみならず、現状の缶バッジデザインも含めて、定期的な見直しを検討すべきと考える。次に、缶バッジを廃棄せざるを得ない現行の方法を続ける場合には、缶バッジ廃棄損を少なくするために、製造原価を削減していくことも必要不可欠である。他に、定期的に県担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から、缶バッジの廃棄ルールを文書化することが適切と考える。</p>	P52, 53	措置完了	<p>缶バッジは富士山保全協力金の支払者に対する配布を基本としているが、令和3年度は残数を富士山の環境保全活動イベント時に配布し、有効活用に努めた。</p> <p>今後も有効活用に努めていく。</p> <p>また、缶バッジの廃棄ルールについては、担当者が後任に文書により引き継ぐこととした。</p>	令和3年 12月	富士山 世界遺 産課
意見	<p>③補助金等の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について</p> <p>本事業では、富士山後世承継事業費補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、担当課に当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、補助事業者からの報告はないため補助金の返還はないとの回答であった。</p> <p>現状の取扱いでは、県が補助金</p>	P53, 54	措置完了	<p>令和3年度に「富士山後世継承事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（返還額）報告マニュアル」を作成し、当該マニュアルに基づき、仕入控除税額が0円でも報告を求めることとし、補助金の返還漏れがおこらない運用とした。</p>	令和4年 3月	富士山 世界遺 産課

	の返還がない理由を正確に把握できない。そのため、担当課は、補助事業者からの報告漏れは起こりうるものとして、補助事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、県への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきと考える。				
--	--	--	--	--	--

B-02 「韮山反射炉」後世への継承推進事業費

意見	<p>① 成果指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、本事業の目的や内容を踏まえ、「韮山反射炉の認知度」が適当と考える。</p>	P58	措置完了	<p>事業活動の成果を判断するため、「韮山反射炉の認知度向上」を指標とし、県民講座やPRイベント参加者へのアンケートにより、事業活動の成果が達成されたかどうかを判断していく。</p>	令和3年 12月	富士山 世界遺 産課
意見	<p>② 県ホームページ（以下、県HP）の活用について</p> <p>韮山反射炉は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であり、県は韮山反射炉だけではなく、他の構成資産全てを含めた認知度向上を図っている。</p> <p>今回、県HPを確認したところ、外部サイトへのリンクが切れため、担当課は関連リンクの定期的なチェックを実施すべきと考える。</p> <p>また、県HPは韮山反射炉の紹介のみであるが、県が他の構成資産全てを含めた認知度向上を図っているのであれば、他の構成資産についても具体的に紹介する必要があるのではないだろうか。</p>	P59	措置完了	<p>外部サイトのリンク切れについては、サイトが削除されていたため、リンク自体を削除した。関連リンクの定期的なチェックについては、半年に1度程度、県HPの内容を更新する際にチェックを実施する。他の構成資産については、構成資産の数も多く1つ1つを具体的に紹介するのは困難なため、県HPには構成資産の一覧表に各HPのリンクを貼ることで対応している。</p>	令和4年 6月	富士山 世界遺 産課

B-03 富士山後世継承基金積立金

<p>意見</p>	<p>① 文化財資料や書籍の購入について</p> <p>富士山後世継承基金（以下、基金）は、富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承に関する事業等に要する経費に充てることを目的としている。</p> <p>ここで、静岡県富士山世界遺産センター（以下、センター）は、静岡県富士山世界遺産センター資料収集方針（以下、収集方針）を定め、基金を活用した文化財資料等の購入対象を明確化している。</p> <p>しかし、収集方針では一点につき1,000万円以上の費用を要することが見込まれる文化財資料等の購入については、「特別収集資料目録」に登録されたものから選定する旨の記載があるが、未だ作成していなかった。また、「文化財資料等の購入対象」を基にした購入希望品リストを作成していないため、購入希望品や購入上限金額等が具体化されておらず、購入希望品の優先順位が決まっていない状態であった。</p> <p>そのため、担当課は、「特別収集資料目録」を作成するとともに、「文化財資料等の購入対象」について、センターのホームページに公開し、広く情報を集める体制を取ることが有益と考える。</p>	<p>P62, 63</p> <p>措置 対応中</p>	<p>「特別収集資料目録」を作成するため、現在「特別収集資料目録」に掲載する候補作品の選定を行っているところである。今後、必要な手続きを踏まえた上で、令和4年度中に「特別収集資料目録」を作成し、資料収集方針に基づき公開が可能な情報について、当該センターのホームページ等で公開し、貴重な文化財資料等の散逸を防ぐため、広く情報を集めていく。</p>	<p>令和5年 3月</p>	<p>富士山 世界遺 産課</p>
-----------	---	----------------------------------	--	--------------------	---------------------------

B-04 富士山世界遺産センター管理運営事業費

指摘	<p>① 備品の管理について</p> <p>富士山世界遺産センター（以下、センター）は、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品シールを物品に貼って、備品管理をしている。</p> <p>今回、備品と物品台帳一覧表を突合したところ、備品に物品シールが貼られていないものがあった。</p> <p>物品シールによる備品管理を適切に実施するために、備品の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。</p>	P68	措置完了	<p>物品シールが貼られていなかった備品 No, 305 防水ポータブルマルチ水質ロガーについて、現物確認を実施した上で物品シールを貼付した。</p> <p>今後は、適切に備品管理をするために、現物確認に加えて、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が一致することの確認を複数人で行うこととした。</p>	令和4年 3月	富士山 世界遺 産課
意見	<p>① 活動指標の設定について</p> <p>本事業の活動指標は、表記が省略化された結果、具体的に何を示しているか、わかりづらいものになっている。</p> <p>そのため、センターとしての活動指標は「センターが実施する富士山について講義を行う出前講座や館内講座等の受講者数」と明確化することが適当と考える。</p>	P68	措置完了	<p>富士山世界遺産センターにおける事業活動の成果を明確に判断するため、「富士山世界遺産センターが実施する富士山について講義を行う出前講座や館内講座等の受講者数」を指標とすることとした。</p>	令和3年 12月	富士山 世界遺 産課
意見	<p>② 展示内容の補完について</p> <p>センターでは、歴史に沿った人々の信仰の様子や古くから芸術へ反映されてきた富士山の姿を展示している。</p> <p>今回、センターの展示を確認したところ、展示内容が「信仰の対象と芸術の源泉」をベースにしていることから、子どもには馴染み難いものになっているように感じた。</p>	P68, 69	措置完了	<p>展示内容を補完することも向けの館内イベントや講座として、令和3年度に年3回実施していたものを、令和4年度は年5回実施することとした。また、実施内容についてもアンケート結果等を参考に一部見直しを行った。</p> <p>今後も子どもを含め幅</p>	令和4年 4月	富士山 世界遺 産課

	<p>現状、こども向けのイベントや講座を年数回実施しているが、さらにセンター館内において、こどもを対象としたイベントや館内講座を追加企画してみてもどうか。</p>		<p>広い年齢層の方が楽しめる講座やイベントを実施し、来館満足度の向上に努めていく。</p>			
意見	<p>③ 製作物の在庫について</p> <p>センターでは設立当初から、調査研究結果を開示するため調査研究報告書を作成している。</p> <p>各製作物の払出数を見ると、期末在庫数がなくなるまで、比較的に長い期間がかかると想定される。</p> <p>そこで、各製作物の滞留在庫を防ぐために、まず、制作物の周知を通じて販売を伸ばしてはどうか。次に、製作物のうち報告書については、人類学とその隣接科学である考古学等を扱う未配布の博物館等への配布をしてみてもどうか。他に、県運営の他ホームページで紹介したり、市町のホームページで紹介したりすることで、販路拡大してはどうか。最後に、これらの対策をとっても、各製作物の滞留在庫が減らない場合は、費用対効果も踏まえ、発行数の見直しも検討すべきと考える。</p>	P69, 70	措置 対応中	<p>意見の趣旨を踏まえ、製作物の販売を促進するため、館内に製作物の見本等を配架するブックラックの設置を検討している。</p> <p>また、製作物については、各製作担当の学芸員が関係機関等へ配布するリストを作成しており、新しく製作した書籍等を配布する毎にリストの見直しを行っている。リストに追加された新規配布先については、関連する製作物を漏れなく配布していく。</p> <p>製作物の通信販売については、富士山世界遺産センターミュージアムショップ運営事業者に委託しているため、運営事業者と調整し、販路拡大について検討していく。</p> <p>今後発行する製作物については、過去の製作物の在庫状況を見ながら適切な部数を発行していくこととする。</p>	令和5年 3月	富士山 世界遺 産課

意見	<p>④ 備品の設置場所について</p> <p>今回、センターの物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている備品等 429 件のうち、設置場所が空欄の備品が 19 件見受けられた。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、センターは、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p>	P70	<p>物品台帳一覧表の設置場所が空欄の備品 19 件については、現物確認を行った上で設置場所を記載した。</p> <p>今後は、備品の設置場所と物品台帳一覧表に記載の設置場所が一致するように定期的に確認し、設置場所が一致していない備品を発見した場合は、速やかに物品台帳一覧表の更新を行うこととした。</p>	令和 4 年 6 月	富士山 世界遺 産課
意見	<p>⑤ 収蔵品の登録について</p> <p>センターでは、世界文化遺産としての富士山の価値を伝え、富士山にまつわる作品を展示や公開することを目的として、資料を収集、収蔵している。</p> <p>現在までに入手した収蔵品は、コレクターからの寄贈品が多く、寄贈や購入を合わせて 10,000 点を超えるが、館蔵品原簿への既登録件数は未だ 440 件超程度である。</p> <p>収蔵品点数は年々増加していくことを踏まえると、センターは中長期的な計画を設定し、一定年数経過ごとに計画値の達成ができなかった場合は、非常勤職員を雇う等して、登録を計画的に進めていくべきと考える。また、登録作業</p>	P71	<p>効率的に収蔵品の登録を進めていくために、令和 4 年度に収蔵品受入台帳システムの改修及び登録マニュアルの策定等の実施を予定している。</p> <p>システム改修等完了後、計画的に登録を進めていく。</p>	令和 4 年 9 月	富士山 世界遺 産課

	<p>を行う際の手続きマニュアルを作成することで、どの職員が登録作業を行っても同一の内容となるように、入力作業を管理すべきと考える。</p>				
B-05 文化振興推進事業費					
意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業には、文化支援活動や情報提供手法の調査を目的とした「しずおか文化ネットワーク化推進事業費」があり、活動指標として「県によるネットワーク形成のためのセミナーやミーティングの参加者数」を設定している。</p> <p>今回、詳細を確認したところ、以下のような状態であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年連続で、研修会等に参加していない市町が4つある。 ・担当課は、各市町の文化行政担当職員数を把握していない。 <p>前者については、本事業の目的からすると、全ての市町の参加が望ましいと考えるため、担当課は、WEB会議の導入など、遠方にある市町が参加しやすい環境を整えることが望ましいと考える。</p> <p>後者については、全ての市町の参加が望ましいのであれば、目標値は参加市町数とすることが適切と考える。</p>	P74	措置完了	<p>令和3年度から文化行政連絡会議への参加方法にWEB会議を導入し、実地参加とWEB参加の選択制にした上で、目標値を参加市町数とした。</p>	<p>令和3年 4月</p> <p>文化 政策課</p>
意見	<p>②静岡県立美術館第三者評価委員会報告書（以下、報告書）の開示について</p> <p>静岡県立美術館では、第三者評価委員会（以下、委員会）を実施しており、その内容は県ホームページ（以下、HP）にアップさ</p>	P76	措置対応中	<p>開示場所については、現在、県政情報のページに配付資料や議事録を、教育・文化のページに報告書をそれぞれ掲載している。これらのページに相互リンクを作成する予</p>	<p>令和 4年度中</p> <p>文化 政策課</p>

	<p>れ、県民の誰もが閲覧できる状況になっている。</p> <p>ここで、現状、別々の開示場所で、委員会に関する情報開示をしているが、利用者目線では、県による開示場所の使い分けがわからず、利便性が悪いと考える。利用者が委員会に関する情報を漏れなく把握できるような工夫が必要ではないだろうか。</p> <p>また、令和3年10月14日時点においても、令和2年度の報告書がHPで開示されていなかった。担当課は、報告書の作成及びHP開示についての期限をルールで定め、定期的に報告書をHPに開示できるような環境を整備すべきと考える。</p>		<p>定である。</p> <p>令和2年度報告書及び令和3年度報告書を令和4年3月に県HPにて公開した。</p> <p>今後は第三者評価委員会開催後2ヶ月以内に報告書を取りまとめ県HPに公開するようルールを設定する予定である。</p>		
意見	<p>③芸術祭振興事業の区分管理について</p> <p>本事業の中には（ふじのくに）芸術祭振興事業があり、芸術祭関連イベントの企画や広報を実施している。一方、ふじのくに芸術祭等開催事業費（B-17）は別にあり、芸術祭の運営を実施している。</p> <p>すなわち、同じ芸術祭に要する経費につき、企画や広報は本事業、運営はふじのくに芸術祭等開催事業費（B-17）に分けて管理している。</p> <p>区分管理は、芸術祭の目標管理や予算管理をするうえで適切な設定とは言い難く、だいぶ時も経過したところから、ふじのくに芸術祭等開催事業費でまとめて管理することが望ましいと考える。</p>	P77 検討中	<p>わかりやすい予算の区分管理が大切であるため、次回予算編成作業時には区分の整理について検討を進める。</p>	令和4年 11月	文化 政策課

B-06 地域伝統芸能全国大会開催事業費					
意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業は活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的に行えないと考える。活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業の内容を踏まえ「地域伝統芸能全国大会の参加者数」が適当と考える。</p>	P80	措置不要	意見のあった大会は、中止となり、今後本県での開催は見込まれない。今後、同様の事業を行う場合は、予算調書に各指標を記載し、明確化を図る。	令和3年8月 文化政策課
意見	<p>②大会データの活用について</p> <p>地域伝統芸能全国大会は、令和2年11月に静岡県での開催予定であったが中止となったため、県は開催予定であった大会の動画を新たに作成し、ホームページで公開した。</p> <p>その際、作成した動画については、ホームページアドレスの契約期間終了後も伝統芸能の普及や研究・教育目的で随時活用しているが、予算の有効活用の観点から、一層活用することが望ましいと考える。</p> <p>そのため、担当課は、当該動画のより広範囲かつ計画的な活用方法について、期限を区切って検討すべきと考える。</p>	P81	措置完了	当該事業において作成した動画については、（独）日本芸術振興会のホームページ掲載用に提供する等、広範囲に活用されている。	令和3年8月 文化政策課
B-07 ふじのくに芸術回廊創出事業費					
意見	<p>①野外芸術フェスタにおける支出内容の確認について</p> <p>当事業は、県 → 実行委員会 → 公益財団法人静岡県舞台芸術センター（以下、SPAC）とい</p>	P84～86	措置完了	令和3年度の実行委員会決算時には、県でも事務局経理簿を含めた会計書類を確認し、会計事務が適正に行われているこ	令和4年3月 文化政策課

	<p>う形で公演の契約が締結されている。</p> <p>形式的には、県は実行委員会に負担金を支出し、実行委員会がSPACとの間で公演の契約を締結しているため、県は、支出内容については実行委員会からの報告を確認している。しかし、実行委員会の事務局はSPACであり、実行委員会とSPACとの契約は実質的には自己取引となっていることから、県から直接SPACに負担金が支出されているのと同じような状況である。</p> <p>そのため、担当課は、県がSPACに対して直接負担金を支出している場合に準じた、支出内容の確認を実施すべきと考える。</p>		<p>とを確認した。</p> <p>今後も、決算時には監事監査と合わせ県においても支出内容の確認を実施していく。</p>		
--	---	--	--	--	--

B-08 子どもが文化と出会う機会創出事業費

意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業の成果指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。また、活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。直接的な成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>本事業の目的や内容を踏まえ、成果指標としては「参加した子どもの数」、活動指標としては「演奏会や演劇の学校訪問・出張公演の回数」が適切と考える。</p>	P89, 90 措置 対応中	<p>第5期静岡県文化振興基本計画において、「子ども向け文化教育事業参加者数」を評価指標として設定したことから、これを当事業の成果指標として新たに適用する。</p> <p>活動指標については、令和4年度新規事業の実績も踏まえた上で、当該事業内に適切な目標数値を設定する。</p>	令和5年 3月	文化 政策課
----	--	----------------------	---	------------	-----------

B-09 オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業費

意見	<p>①負担金の使途について</p> <p>県は、県から文化プログラムを展開する委員会を通じて、文化プログラムを実施する各団体へ負担金による支援をしている。今回、県が実施している負担金の使途検証方法を確認したところ、いくつかの団体は、それぞれ申請経費の支払いに伴うポイントを得ていた。</p> <p>現協定書上、ポイントの取扱いは明示されていないため、現状の取扱いに間違いがあるというわけではないが、本来的にはポイントを除いた実費相当分を、申請経費とするのが適当ではないだろうか。</p> <p>そのため、担当課は、今後、同種の負担金事業を実施する際には、最新の動向等を踏まえて定期的に検討を行い、一度に決めることが難しいのであれば、徐々にでも具体的なポイントの取扱いを決めていくべきと考える。</p>	P93, 94	措置 不要	本事業については令和3年度をもって終了しているが、今後同様の事業を実施する際には、最新の動向や、県の会計制度を所管する出納局の考え方等を踏まえて対応を検討する。	令和4年 3月 文化 政策課
----	---	---------	----------	--	-----------------------------

B-10 静岡県舞台芸術センター事業費助成

意見	<p>①「演劇の都」構想における本事業費の説明について</p> <p>県は、SPACを「演劇の都」構想の核となる存在として位置づけ、SPACの活動拠点である公園の修繕・整備を検討している。</p> <p>しかし、「演劇の都」構想の中</p>	P98	措置 完了	県ホームページ上に、「演劇の都」しずおかの推進のページを作成し、「演劇の都」構想の内容について、県民に情報公開している。	SPACへの県費支出 令和4年 3月 文化 政策課
----	--	-----	----------	--	---

	<p>では、これまでのSPACに対する支出状況についても、公園施設の修繕費用の見通しについても、具体的な金額が全く説明されていなかった。</p> <p>「演劇の都」構想は既に策定・公表済みであり、作り直しなどの改善措置は求めないが、県民に対する情報開示を充実していくべきと考える。</p>				
意見	<p>②中高生舞台芸術鑑賞事業（以下、中高生事業）の課題と対応について</p> <p>中高生事業は、人材育成事業の一環で実施するSPACの自主事業であり、SPACの公演を県内中高生に無償で提供するものである。中高生事業には、年間約5千万円の経費がかかり、当事業費である補助金の他に、国庫補助金や一般公演収入、SPACの中高生舞台芸術鑑賞事業積立資産及び基本資産（以下、基本財産等）を取り崩して、賄っている。</p> <p>中高生事業のような未来投資的な文化事業を維持するためには、SPACの基本財産等を取り崩しながら進めるというやり方もやむを得ないと考えるが、担当課は、どのように減っていくのかをシミュレーションしておくべきと考える。また、その検討をもとに、必要に応じて、中高生事業の規模や内容の見直しを、SPACと検討・協議すべきである。</p>	P99, 100	措置完了	<p>県はSPACの財務状況の分析や基本財産等の推移についての試算を行い、SPACと情報を共有した。</p> <p>今後、県はSPACの財務状況を把握し、SPACは、将来のファン獲得や経営の安定化の実現のため、企業協賛・会費収入の獲得等に努め、適切な法人運営を継続していく。</p>	令和4年3月 文化政策課

意見	<p>③中高生事業に参加する中高生について</p> <p>中高生事業では、SPACが各学校からの申込受付等を行っている。その際、担当課は、参加学校に偏らないようSPACに指示し、後で報告を受けている。</p> <p>しかし、担当課は、具体的な学校や生徒数のデータについて、内容確認や検証をしていなかった。</p> <p>これでは、担当課はSPACに対する効果的な指示ができないため、今後は、SPACに求める指示や報告内容の見直しを検討すべきと考える。</p>	P101 ~107	措置 完了	<p>報告内容を見直し、令和3年度実績報告からは全参加校・生徒数一覧を提出されることにより、中学校と高校それぞれの地域別参加校数・参加生徒数を把握できるようにした。</p> <p>今後は、実績報告の内容から、より詳細な参加率分析に応じた適切な広報周知についてSPACに働きかけていく。</p>	令和4年 6月	文化 政策課
----	---	--------------	----------	--	------------	-----------

B-12 文化関係団体助成

意見	<p>①補助金算定根拠の明確化について</p> <p>県は事業目的を達成するために、昭和45年度から静岡県文化協会に対して、補助金を交付している。</p> <p>今回、担当課に補助金の算定根拠を確認したところ、具体的な算定根拠等について、明記された文書等は残っていないとのことであった。これでは、補助金の継続性や妥当性等についての具体的な判断基準がなく、合理的な見直しができないと考える。とくに県担当者が定期的に交代する現状を考慮すると、判断基準を文書等で明記する必要性は高いと考える。</p> <p>そのため、担当課は、補助金の算定根拠を明確化したうえで、補助金の継続性や妥当性を毎年吟味して、県民に説明できるような記録を残すべきと考える。</p>	P113	措置 完了	<p>団体助成にかかる当初の算定根拠資料は残っていないが、毎年の予算協議の際に、補助金額の継続性や妥当性について総合的に判断している。</p> <p>補助金額の交付にあたっては、補助金交付要綱に基づき、交付申請書の計画書や実績報告書等の内容を事業目的に照らし、補助金の妥当性を毎年確認している。</p> <p>しかしながら、今回の意見を受け、予算協議時の意思決定過程を記録に残すこととした。</p>	令和4年 3月	文化 政策課
----	---	------	----------	---	------------	-----------

B-13 グランシップ特定天井対策事業費						
意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業の活動指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものである。そのため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、それだけでは活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業の内容を踏まえ「計画の進捗率」等がより適当と考える。</p>	P116, 117	措置 不要	<p>本事業については令和3年度をもって終了しているが、今後同様の事業を実施する際には、活動指標を「計画の進捗率」等とする。</p>	令和4年 3月	文化 政策課
意見	<p>②予算決算の差異について</p> <p>本事業における工事請負費の当初予算、補正予算、決算は大きな動きがあったが、入札不調（不調）となったためである。</p> <p>入札については、景気や業界の動向などの外部要因だけでなく、対象工事の難易度や特殊性などの内部要因も含めて様々な要素が絡むことから、不調となってもやむを得ない面もあると考える。</p> <p>しかし、事務手続の効率性から、担当課は、今後、同様の事態が発生しないよう、対象工事の難易度や特殊性を勘案して、事業者が適切な入札価格を算定するために適切な情報提供を実施することが望ましいと考える。</p>	P117	措置 不要	<p>入札不調（不調）を防ぐため、景気や業界の動向などの外部要因だけでなく、対象工事の難易度や特殊性などの内部要因も鑑みて、適切な予定価格の算出に努めている。</p> <p>また、事業者が適切な入札価格を算定するために必要な情報を提供している。</p>	令和4年 3月	文化 政策課
B-14 グランシップ管理運営事業費						
指摘	<p>①備品の管理について</p> <p>グランシップは、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品シールを物品に貼って、備品管理をしている。</p>	P123	措置 完了	<p>備品に物品シールが貼られていなかったものは改めて物品シールを貼付し、物品台帳と照合した。</p> <p>使用している間に物品</p>	令和4年 3月	文化 政策課

	<p>今回、備品と物品台帳一覧表を突合したところ、物品シールが貼られていないものがあった。</p> <p>物品シールによる備品管理を適切に実施するために、備品の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。</p>		<p>シールが劣化し剥がれ落ちてしまうことが一因であるため、物品の使用前後にも、物品シールの貼付と物品台帳の照合を行うなど、再発防止に努めている。</p>			
意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業の活動指標として「グランシップ企画事業入場者数」があり、目標値は、平成 28 年度に、平成 24～27 年度の実績などを考慮して設定し、令和 3 年度までに達成することを目指している。</p> <p>現状の活動指標の目標値は著しく低いものとはいえないが、目標値の設定は容易に達成できる水準にするのは望ましくないと考える。また、現状の活動指標は単年度の目標値であることから、指定管理者が短期的志向から、企画事業の内容に偏りが発生する可能性がある。</p> <p>中長期的視野に立った企画事業の立案を促すためにも、活動指標の設定は単年度ベースではなく、累計ベース（指定管理期間）にすることも一案と考える。</p>	P123, 124	措置完了	<p>コロナ禍の影響により、企画事業入場者数は、令和 3 年度実績で 30,800 人と大きく減少し、一方で Web 上での鑑賞は拡大した。グランシップは、文化芸術に関する実演による感動を、より多くの県民に届けることを目標としている。</p> <p>このような状況を踏まえ、第 5 期指定管理期間（令和 4～8 年度）は、「グランシップ企画事業入場者数」の目標は、来場し、実演による鑑賞者数と Web 閲覧者数の目標値を別々に設定した。実演による鑑賞者数は、毎年度 10 万人を目標に取り組むこととし、Web 閲覧者数は、最終年度までの累計目標値を 15 万人とした。アフターコロナの時代の県民の文化芸術鑑賞の多様なニーズに応えつつ、実演の魅力を伝えることの両立を図る方針である。</p>	令和 4 年 3 月	文化政策課

意見	<p>②グランシップの収支について</p> <p>グランシップは、利用料金収入は横ばいであるが築年数の増加に伴い修繕費の増加が見込まれるため、今後も継続して利用料収入の維持向上を図っていくべきと考える。</p> <p>ここで利用料収入の構成は数量×単価であるため数量及び単価の増加を実現させる必要がある。</p> <p>そのため、グランシップは、数量アップのために、各施設の稼働率を高めることが重要であり、各施設のコマ別目標管理を実施すべきと考える。また、単価アップのために、数量アップが限界に達した場合など目安を作って、利用料金の値上げを検討することが望ましいと考える。</p>	P124 ～127	措置完了	<p>第4期指定管理期間においては、県としてコマ別稼働率の把握を行っていなかったが、第5期指定管理期間は、毎月の報告様式にコマ別稼働率を加え、県と指定管理者双方で、当該稼働率の推移を検証することにより、数量アップに向けた取り組みを行うこととした。</p> <p>利用料金の値上げについては、必要に応じて他の県有施設の状況も鑑みつつ検討していく。</p>	令和4年 2月	文化 政策課
意見	<p>③備品の設置場所について</p> <p>今回、グランシップの物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている備品等 523 件のうち、設置場所が空欄の備品が 58 件見受けられた。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、グランシップは、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p>	P127 ～128	措置完了	<p>設置場所が空欄となっていた 58 件の備品は、設置場所を確認の上物品台帳一覧表に記載した。</p> <p>また、令和4年3月に実施した現物確認からは、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を更新し、物品のうち動産については、所定の置き場所を決め、使用後は当該場所へ返却することとした。</p>	令和4年 3月	文化 政策課

意見	<p>④貸与物品の取扱いについて</p> <p>グランシップの運営に必要な備品については、すべて県の所有物であり、県から指定管理者へ貸与している。</p> <p>ここで、貸与消耗品については、貸与備品と同じく買替の必要が生じるものとするが、現状、県又は指定管理者のどちらが負担するか、明確に決まっていない状況である。</p> <p>そのため、貸与消耗品の買替について、県はどちらが負担するかを整理し、必要に応じて予算措置を検討すべきと考える。</p>	P128	<p>措置不要</p> <p>グランシップでは、「静岡県コンベンションアーツセンターの管理に関する基本協定書（令和4年2月更新）」において、備品も消耗品も「管理物品」と定義している。管理物品は、「物品使用貸借契約書」に基づき県から指定管理者に貸与しているものであり、管理物品は県有財産であるため、買替については、県が負担するものである。</p> <p>負担区分は、静岡県コンベンションアーツセンター指定管理者申請要項別紙「県及び指定管理者の業務区分表」で整理されている。</p> <p>グランシップ利用者の安全面やサービス水準を考慮し、必要に応じ県で予算要求する。</p>	令和4年 2月	文化 政策課
B-15 グランシップ修繕事業費					
意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業の活動指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものである。そのため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、それだけでは活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業の内容を踏まえ「中期維持保全計画の進捗率」等がより適切と考える。</p>	P131	<p>措置完了</p> <p>令和4年度の事業開始に当たり、活動指標として「中期維持保全計画の進捗率」を設定した。</p>	令和4年 3月	文化 政策課

B-16 舞台芸術拠点施設管理運営事業費

<p>指摘</p>	<p>①貸付物品の現物確認不実施について</p> <p>県は、静岡県舞台芸術公園（以下、公園）の物品を公益財団法人静岡県舞台芸術センター（以下、SPAC）の事業に供するため、無償貸与している。</p> <p>今回の施設往査で、SPACに貸与物品の定期点検方法を確認したところ、修繕や交換、廃棄、追加取得が行われた貸与物品は現物確認をしているが、動きが無い貸与物品は、とくに現物確認をしていないとの回答があった。このままでは、物品台帳一覧表に載っている備品が、実際にすべて使用可能な状況で存在しているのかどうか、わからない状況にある。</p> <p>そのため、公園は、SPACに対して動きがない貸与物品についても、定期的に現物確認を行い、その結果を報告することを求めるべきである。</p>	<p>P135</p>	<p>措置完了</p> <p>貸与物品については、動きがない物品も含めて定期的な現物確認を行うよう、指定管理者に対し再度周知徹底を行った上で、令和3年度の貸付物品定期点検時は、県職員も立会いの上、静岡県財産規則施行通達第104条関係(物品の貸付け)(2)の規定に基づき適正に現物確認を実施し、報告を受けた。</p>	<p>令和4年3月</p>	<p>文化政策課</p>
<p>意見</p>	<p>①「物品返納書（貸付物品のうち消耗品）」の受領について</p> <p>貸付物品については、毎年4月に担当課とSPACで物品明細付きの使用貸借契約書を締結し、翌3月末にSPACは物品返納書にサインして担当課に送付している（以下、貸与物品の関連手続）。</p> <p>今回、当手続の関連ファイルを閲覧したところ、物品返納書は備品分のみであり、消耗品分は見当たらなかった。</p> <p>物品返納書を作成する趣旨は、3月末時点における貸付物品の品</p>	<p>P135, 136</p>	<p>措置完了</p> <p>令和3年度物品返納時に、「貸付物品更新時の物品返納書の取り扱いについて」（平成27年2月16日付け出用第85号）に基づき、消耗品についても物品返納書をSPACに作成させ、本年3月末に受領した。</p>	<p>令和4年3月</p>	<p>文化政策課</p>

	目と数量について、SPACに確認させる行為であり、その点について備品も消耗品も違いはないと考える。そのため、公園は、消耗品の物品返納書を入手すべきと考える。					
意見	<p>②貸付物品の取扱いについて</p> <p>県からSPACへの貸付物品は約2,700件、取得価額では約2億円になる。</p> <p>貸付物品の取得からの経過年数、他への転用の可能性などを考えると、県にとっては実質的な資産価値はほとんどないと考えられる。しかし、今の位置づけのままでは、貸付物品の関連手続を毎年実施することになるため、相応の手間やコストがかかる。</p> <p>そのため、公園は、実質的な資産価値がほとんどないと考えられる貸付物品に対して、費用対効果の観点から、関連手続や運用ルールの見直しを検討してみてもどうか。</p>	P136	措置完了	<p>貸付物品の取扱いについて検討した結果、耐用年数の経過を理由に一律に貸付物品から除外するのではなく、個別に利用状況を確認し、使用の見込みのないものについて段階的にSPACへ譲渡する方針とし、SPACには定期的にリストを点検するよう指示した。今後、当方針のもと、定期的に貸付物品を見直し、管理事務の負担を軽減していく。</p>	令和4年3月	文化政策課
意見	<p>③貸付物品の設置場所について</p> <p>今回、公園の貸付物品一覧表を確認したところ、設置場所が大まかに記載されており、現物をすぐに見つけられない状態であった。</p> <p>このままでは、貸付物品一覧表から実際の設置場所を具体的に把握することが難しいため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、公園は、指定管理者が毎年実施する現物確認の際に、貸付物品一覧表に設置場所を具体的に記入し直した上、適時更新することが望ましいと考える。ま</p>	P137	措置完了	<p>令和3年度の貸付物品定期点検時に、物品の設置場所について再度確認し、令和4年度の貸付物品一覧に確認結果を反映させた。</p> <p>動産のうち使用場所が複数に渡るものについては、一番利用頻度の高い野外劇場を基本の設置場所として指定した。</p>	令和4年3月	文化政策課

	た、貸付物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。					
意見	<p>④音響装置・照明に関する対応の検討について</p> <p>担当課は、公園の劣化診断結果をもとに中期維持保全計画を策定し、順次更新を重ねている。</p> <p>中期維持保全計画において、担当課は、公園の音響装置・照明を買い替えるのではなくレンタルにすることで当該費用を圧縮する方針を検討しているが、現状、どの程度の費用を圧縮することができるのかについては不透明な状況である。</p> <p>そのため、公園は、音響装置・照明の更新又はレンタルにつき、可能な限り、費用の比較や検討を実施すべきと考える。また、公園は「演劇の都」の中心的な存在と位置付けられているため、担当課は、演劇公園にふさわしい音響装置・照明を維持するための追加コストについても検討すべきと考える。</p>	P137 ～139	措置 完了	音響装置・照明については令和9年度以降に更新時期を迎えるため、維持管理コストも踏まえ、今後、費用の比較や仕様を検討していくこととした。	令和4年 3月	文化 政策課
B-17 ふじのくに芸術祭等開催事業費						
意見	<p>①繰越金の取扱いについて</p> <p>伊豆文学賞は、県から伊豆文学フェスティバル実行委員会（以下、実行委員会）に予算額が支給され、実行委員会が事業を運営している。</p> <p>直近4年間では新型コロナウイルス感染症の影響などによって、各種イベントを中止せざるを得な</p>	P142, 143	措置 対応中	令和3年度については概ね予定していた事業を展開した。また、令和4年度も予定の事業を展開できる見込みであることから、繰越金は令和4年度中に解消する見込みである。	令和5年 3月	文化 政策課

	<p>かったため、実行委員会の繰越金が増加している。</p> <p>担当課は、令和4年3月6日に、各種イベントの開催を予定しているため、繰越金の増加は一時的なものと考えられる。しかし、仮に予定していた各種イベントが開催できず、さらに繰越金が膨らむようであれば、いったん、繰越金の取崩しを検討するのが望ましいと考える。</p>					
B-18 文化財保存活用費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標がなく活動指標が直接的でないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>カモシカについては、事業の目的や内容を踏まえ、成果指標としては「調査した結果が所定の報告書等に適切に取りまとめられたかどうか」、活動指標としては「年度あたりの生息概況調査地点件数」が適当と考える。</p>	P146, 147	措置完了	<p>特別天然記念物カモシカについては、山中を自由に移動しながら生息しているため、個体を特定して複数年にわたり動態を観察することは困難であるが、縄張りを作り生息する性格があることから、定点観測により把握された生息状況を複数年にわたり比較していくことが有効である。</p> <p>したがって、意見のとおり成果指標を「調査した結果が所定の報告書等に適切にとりまとめられたかどうか」、活動指標を「年度あたりの生息概況調査地点件数」と設定し、適切な事業執行につなげる。</p>	令和4年6月	文化財課
意見	<p>②支援員のステップアップ講座について</p> <p>県は災害時における文化財救済体制の一翼を担う支援員に対して、定期的に知識向上等を目的と</p>	P147	措置対応中	<p>オンライン配信や動画記録の活用など具体的な対策を検討し、ステップアップ講座の参加率向上を図っていく。</p>	令和5年3月	文化財課

	<p>したステップアップ講座を実施している。</p> <p>ステップアップ講座の受講者数は直近3ヶ年で20数名前後であり、5%程度の低い参加率となっている。</p> <p>県がステップアップ講座を実施することは、支援員の継続的な知識向上やモチベーション維持を図って、不測の災害に備えた活動を担保するうえで重要であると考えられる。そのため、担当課は、ステップアップ講座の参加率向上に向けた具体的な対策を検討すべきと考えられる。</p>				
--	--	--	--	--	--

B-19 地域ぐるみの文化財保存・活用推進事業費

意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標がなく活動指標が直接的でないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>P150、151</p> <p>確実な保存については、事業の目的や内容を踏まえ、成果指標としては「補修費の助成等により環境整備を支援した文化財数の全体に対する割合（環境整備支援割合）」、活動指標としては「補助金の予算額に対する決算額の割合（予算消化割合）」とすることが適当と考える。</p>	検討中	<p>国・県指定文化財の修理等は、各文化財の所有者又は管理者が国又は県の補助事業として事業化し、国あるいは地方自治体からの助成を経費の一部に充当している。文化財の修理等を要する時期は文化財が置かれた環境等によって様々であることから、個々の文化財に応じて計画的に修理等を行っていくことが求められ、画一的な指標を当てはめることは適さない。</p> <p>したがって、「前年度計画された補助事業が予定通りに着手されている割合」を活動指標として設定することを検討し、適切な事業執行につなげる。</p>	令和5年3月	文化財課
----	--	-----	--	--------	------

意見	<p>②文化財における「指定理由」の把握について</p> <p>県は、県内に所在する国又は県指定文化財の保存活用に向けて、現状を把握するため、「しずおか文化財ナビ」を一般公開している。「しずおか文化財ナビ」には、文化財の名称や所在地の他、国又は県が文化財として指定した理由（以下、指定理由）を載せているが、「指定理由」が空欄の文化財が35件（国指定34件、県指定1件）識別された。</p> <p>指定文化財の保存活用には国費や県費が投入されていることから、「指定理由」を明確化することは重要と考える。</p> <p>そのため、担当課は、今後速やかに「指定理由」を把握し、適切に記録・保存すべきと考える。</p>	P151	措置 対応中	<p>国指定文化財については、文化庁に対し、指定理由不明リストを送付し、指定理由の情報提供を求めている。</p> <p>また、県指定文化財については、当該市町と連携し指定理由の把握を進めている。記録が残されていない文化財については、静岡県文化財保護審議会委員と協議し、改めて指定理由の確認を行う。</p>	令和6年 3月	文化財 課
意見	<p>③補助率の特例規定を適用する際の確認について</p> <p>令和2年度において、県指定文化財に対する文化財保存費補助金の補助率に特例規定（以下、当規定）が設けられた。本事業においても、令和2年度に当規定を2件適用しているが、県による「収入減」の確認は、いずれも補助事業者が自己証明した収入額証明書の提出をもって行われていた。</p> <p>当規定は補助率に10%を上乗せするもので、補助金交付額に与える影響は少なくなく、また、補助金交付の公平性の観点からも、その適用要件の確認は厳格になされるべきものであり、自己証明のみで適用要件を満たすとするのは</p>	P151, 152	措置 完了	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率については、国の通知・様式に準じ、収入額証明書にて収入減を確認していた。</p> <p>しかしながら、今回の意見を踏まえ、該当する補助事業者に対し、確定申告書の写しや帳簿の写しなど「収入減」を公的に確認できる書類の提出を追加で求めることとした。</p>	令和3年 12月	文化財 課

	<p>適切ではないと考える。</p> <p>そのため、担当課は、「収入減」の証明として、比較年月を含む年の確定申告書の写しや売上帳など帳簿の写しの提出を求めるなど、適切に確認すべきと考える。</p>					
意見	<p>④補助金等の消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額について</p> <p>本事業では、静岡県文化財保存費補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、担当課に当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、補助事業者からの報告はないため補助金の返還はないとの回答であった。</p> <p>現状の取扱いでは、県が補助金の返還がなされない理由を正確に把握できない。そのため、担当課は、補助事業者からの報告漏れは起こりうるものとして、補助事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、県への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>	P152、 153	措置 完了	<p>消費税等仕入控除税額については、国からの事務連絡（H27.2.23）により、消費税の申告により額が確定した場合に都道府県へ届け出ることとしている。</p> <p>しかしながら、消費税等仕入控除税額にかかる報告（返還）漏れが発生しないよう、再度、全補助事業者に対して、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」について周知を行った。また、市町が県への書類を提出する際に添付する「補助事業 提出書」チェックリストに、仕入控除税額の有無についての確認項目を追加した。地方公共団体以外の事業者に対しては、確認書の提出を依頼した。</p>	令和4年 6月	文化財 課
意見	<p>⑤研修会の開催方法について</p> <p>本事業においては、文化財保存活用地域計画又は文化財保存活用地域計画の制度周知のために、研修会を開催している。令和2年度では、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、それぞれ研修会の回数を1回に減らして実施し</p>	P155	措置 完了	<p>文化財保存活用地域計画等については、講義よりも制度理解に向けた意見交換が重要であるため、WEB開催等は適切ではないと考えており、今年度は、東・中・西の3会場での開催を計画し</p>	令和4年 6月	文化財 課

	<p>ている。</p> <p>研修会の開催回数削減は止むを得ない対応であると考えられるが、従来、開催場所によっては地理的な制約から参加できない市町や文化財所有者もいたことなどから、担当課は、WEB開催などを検討すべきと考える。</p>	<p>ている。</p> <p>他の会議については、オンライン開催や会場とオンライン双方のハイブリット開催等も実施しており、研修会の目的や特性により、研修会を開催している。</p>		
--	---	---	--	--

B-20 文化財調査受託事業費

意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標や活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直し、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標は、本事業が文化財保護法に基づく地方公共団体の義務として行われる文化財調査の受託事業であり、県としてコントロールができないため、設定できない点は理解できる。一方、活動指標としては、事業の内容を踏まえ「文化財調査受託事業にかかる実施計画の進捗度」が適当と考える。</p>	P158, 159	措置完了	<p>発掘調査等の受託事業の実施に当たっては、各事業単位で作業工程表を作成し、計画的に進めている。月ごとに進捗状況等を把握・管理するとともに、委託者へ報告し、情報共有を図っている。</p> <p>文化財保護法に基づく事業者の埋蔵文化財保護措置に応じて受託する調査事業であるため、成果指標の設定は困難であるが、事業活動の評価等を行うため、活動指標として「実施計画の進捗度」を設定した。</p>	<p>令和4年6月</p> <p>文化財課</p>
----	---	-----------	------	---	---------------------------

B-21 文化財行政費

意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業は活動指標が直接的ではないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直し、効果的かつ効率的にできないと考える。直接的な活動指標を設</p>	P162	措置不要	<p>文化財保護審議会は、県にとって価値ある文化財の条例に基づく指定や、文化財の保存に関する重要な事項を知事の諮問に応じて審議し、答申すること等を所掌事務と</p>	文化財課
----	---	------	------	--	------

	<p>定すべきである。</p> <p>活動指標としては、事業の内容を踏まえ「審議会の開催数」等とすることが適切と考える。</p>		<p>している。しかし、審議会での審議内容はその都度変化することから、会議内容を定量的な指標で計ることはそぐわない。</p> <p>なお、新ビジョン後期アクションプランの活動指標である「県指定文化財新規指定件数(件)」は適切な審議会の運営の結果を示すものでもあることから、新たな指標の設定は不要と考える。</p>			
意見	<p>②文化財パトロール研修会の参加状況について</p> <p>県所在の指定文化財の適正管理を目的に現状を把握するため、文化財所在地の近隣に住む巡回調査員が、文化財のパトロールを実施している。</p> <p>巡回調査員の担当は、国指定文化財と県指定文化財に分かれて配置され、それぞれの巡回調査員を対象に、毎年1回文化財パトロール研修会が開催されているが、参加率は必ずしも高いとはいえず、3年連続の欠席者も相当数存在している。</p> <p>そのため、担当課は、文化財パトロール研修会をWEB開催で実施する等により、参加率を上げる方策等を検討すべきと考える。</p>	P163	措置完了	<p>本年度の文化財パトロール研修会は、6月21日に会場とオンライン双方のハイブリット開催とし、参加率の向上を図った。</p> <p>今後も、参加率向上のため、ハイブリット開催とする方針である。</p>	令和4年6月	文化財課
意見	<p>③文化財保護審議会（以下、審議会）の出席状況について</p> <p>審議会は、文化財に関連した各種専門家を委員として選任し、県に対して文化財の保護・指定に係る助言を行うことを目的として、</p>	P163, 164	措置完了	<p>開催日の決定については、各委員に事前調整を行い出席率の向上を図っている。</p> <p>また、令和2年度後半からリモートによる参加</p>	令和4年3月	文化財課

	<p>概ね年2回開催している。直近3回の審議会の出席状況は、75%、55%、65%であった。</p> <p>審議会は、文化財に関連した多種多様な専門家を委員として招へいし、出席する各委員の多種多様な見識に基づき助言を受け審議されることが、県にとって有用であると考えます。</p> <p>そのため、担当課は、出席率の低い委員から欠席理由を確認するなどして、出席率を上げる方策を検討すべきと考えます。</p>		<p>も取り入れたことから、令和3年度の出席率は80～90%となった。</p> <p>今後も出席率が向上するように調整を行っていく。</p>		
意見	<p>④埋蔵文化財専門員研修会（以下、専門員研修会）の参加状況について</p> <p>文化財の内容に応じた適切な調査方法や保存と活用方法について、十分な知識と経験を得ることを目的として、埋蔵文化財に係る専門員研修会を実施している。</p> <p>専門員研修会は、県内市町の埋蔵文化財専門員を対象に毎年2回程度開催しているが、全体として参加率は必ずしも高いとはいえない。また、県内35市町のうち8市町は直近の専門員研修会にも参加していなかった。</p> <p>そのため、担当課は、参加率の低い市町から不参加理由を確認するなどして、専門員研修会の参加率を上げる方策を検討すべきと考えます。</p>	P164 措置完了	<p>埋蔵文化財の専門員研修会については、経験の浅い専門員を対象としており、対象となる職員の多くは既にこの研修に参加していることから、その目的を十分に果たしている。</p> <p>また県では、他の研修も合わせ、一体的に市町文化財所管課の人材育成を行っている。</p> <p>しかしながら、今回の意見を踏まえ、今後は市町のニーズに応じた時期、内容の研修を柔軟に設定し、効果的な研修を実施していく。</p>	令和4年 3月	文化財課

B-22 埋蔵文化財センター管理運営費

意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標や活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>事業の目的や内容を踏まえ、成果指標は「埋蔵文化財センター（以下、センター）の各種活動による関心度・満足度」、活動指標は「センターの各種活動による（定員も踏まえた）利用者数」が適当と考える。</p>	P169 措置完了	<p>当センターでは、埋蔵文化財の発掘調査や保存・管理、展示、セミナーや出前授業等の普及公開事業を行っている。</p> <p>発掘調査や出土品等の保存・管理は、その性質上、成果指標や活動指標の設定は難しい。</p> <p>普及公開事業は、各種活動を通じ、「埋蔵文化財に理解や関心を持つ県民意識の醸成」という事業目的を踏まえ、成果指標を「各種活動による満足度・関心度」、活動指標を「利用者数・参加者数」として設定し、イベント時のアンケートにより事業活動の成果が達成されたかどうかを判断していく。</p>	令和4年 6月	埋蔵文化財センター
意見	<p>②アンケートの項目について</p> <p>センターによる各種の展示、セミナー、体験・出前授業などの活動に関して、センターは利用者や参加者からアンケートを取っている。いずれのアンケートも記載項目は概ね同じようなものであり、主に利用者の傾向や活動内容への感想を確認している。</p> <p>これは一定の有用な情報ではあるものの、「センターの各種活動による関心度・満足度」は具体的に測れないと考える。</p> <p>そのため、アンケートの項目は、直接的に文化財への関心度の</p>	P169, 170 措置完了	<p>センターの各種活動に対するアンケートは、参加者の傾向や感想を聞く程度に留まっていた。</p> <p>今後は、センター運営の成果指標を普及公開事業の「各種活動に関する満足度・関心度」としたことから、アンケートには、直接的に満足度や関心度を確認する項目を設けるとともに、活動の更なる充実を図るため、リクエストを聞く(候補を挙げて選択)など具体的なニ</p>	令和4年 6月	埋蔵文化財センター

	<p>高低を確認したり、今後展示してほしい文化財のリクエストを聞いたり（あるいは具体的な候補から選んでもらったり）することが適当と考える。</p>		<p>ーズを把握できるよう見直しを行った。</p> <p>アンケートの回答状況を見ながら、項目の追加や見直し、より回答しやすい形となるよう、今後も工夫し改良していく。</p>		
意見	<p>③常設展示アンケートの回収率について</p> <p>アンケートの回答は、センターの活動に対する県民の直接の声を聞く貴重な機会であるが、今回、常設展示に関するアンケートを確認したところ、令和2年度の1年間で46件（利用者数実績の1%）であった。</p> <p>これでは、アンケートの回答率は十分とはいえず、また、「センターの各種活動による関心度・満足度」を情報収集するためにも、担当課は、回答数アップの方策を検討すべきと考える。</p>	P170	<p>措置完了</p> <p>常設展示におけるアンケートの回収率の向上のため、アンケートの回収方法を見直し、2階の展示室に設置していたアンケート回収箱を1階の受付に移動し、観覧者に直接アンケートへの協力を呼び掛け、回答者には粗品を進呈することとした。</p> <p>今後の回収状況を見ながら、土曜開館時の展示解説等の企画による参加者への直接アンケートの実施、またセンター内で行うセミナー等の参加者アンケートに常設展示の項目を盛り込むなど、引き続き、常設展示に関する情報収集の強化について検討していく。</p>	令和4年6月	埋蔵文化財センター
意見	<p>④「体験・出前授業」に係る情報公開について</p> <p>担当課は「体験・出前授業」実施後、実施した学校や団体ごとに、授業内容を1枚のレポートにコンパクトにまとめて、センターのホームページ（以下、HP）で情報公開している。</p> <p>HPを閲覧したところ、授業実</p>	P170	<p>措置完了</p> <p>WEBサイトを令和4年3月に全面的に改修し、「体験・出前授業」の情報公開については、学校に関する内容を「学校利用」として見やすく、分かりやすくまとめ、学校関係者の利便性の向上を図った。</p>	令和4年5月	埋蔵文化財センター

	<p>施後からHPへの公開までに数ヶ月かかっているものも見受けられた。これでは、情報公開の適時性や効率性を欠いていると考える。</p> <p>そのため、担当課は、例えば、レポート作成を行う職員を特定せずに分担することで原稿作成時間の短縮を図るとともに、学校・団体側に対しては確認期間を設定するなどの対応が必要と考える。</p>		<p>また、CMSの導入により複数の職員がWEBサイトに投稿できるようにし、学校・団体へのレポート内容の確認は、期限を設けて依頼を行った。</p> <p>令和4年6月上旬までに7校のレポートを掲載し、公開までの所要日数は休日を除き、平均10日と大幅に短縮している。</p>	
意見	<p>⑤センター設置時に財団から移管された備品の管理について</p> <p>センターは、平成23年4月の設置にあたり、前身である財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所（以下、財団）から備品等の資産も含めて事業を引き継いでいる。</p> <p>財団から引き継いだ備品の中には、財務会計システムで管理する「備品」の対象から外し、「消耗品」に分類し管理されているものがある。ここで「消耗品」に分類されたものは、財務会計システムへの登録はなされず、年度毎の現物確認も行われない。</p> <p>これでは、センターで購入した同種備品と同等の管理ができなくなってしまう。そのため、特に高額で利用頻度のある重要な物品については、財務会計システムへの登録や現物確認による財産管理を適切に行うべきと考える。</p>	P171 措置完了	平成23年4月のセンターの設置に当たり、財団からの備品の引継ぎは、帳簿価額により受入処理が行われ、県の財務規則に基づき県の備品基準単価以上の物品は、財務会計システムに登録して備品とし、それ以外の物品は消耗品として適切に管理してきた。 <p>しかしながら御意見のとおり、センターで購入した同種備品と同等の管理を行うことが必要であることから、消耗品に分類されている現存物品のうち、財団当時の取得価格が県の備品基準単価以上のものは「重要消耗品」として台帳を整備し、年度ごとの現物確認も実施していく。</p>	令和4年6月 埋蔵文化財センター

意見	<p>⑥所在不明の「収蔵品」について</p> <p>センターにおける「収蔵品」のうち、現在、その所在が不明となっているものが散見された。</p> <p>しかし、現状、所在不明の収蔵品について、明確な管理ルールが整備されていなかった。</p> <p>所在不明の収蔵品の中には、重要度の高いAランク品は含まれていないものの、いずれも県の貴重な出土文化財の一部であり、センターは明確な管理ルールを定めて適切に運用すべきと考える。なお、「行方不明一覧」には、所在不明の事実が発覚した時期が記載されていないものがあるが、所在調査の手掛かりになる可能性もある重要な情報であるため、担当課は必須記載項目として管理ルールに定め、記載漏れがないように運用すべきと考える。</p>	P172	措置完了	<p>当センターでは、発掘調査報告書を刊行した遺跡単位で保管台帳を作成し、出土品・記録類を管理している。展示利用、外部機関への貸出しや閲覧等は保管・管理マニュアルを定め、リストを作成して管理し、担当職員が立ち会うことで紛失を防止している。</p> <p>今回、所在不明が発生した場合の対応を保管・管理マニュアルに追加した。</p> <p>また、「行方不明一覧」の情報を追加・修正し、検索も継続して行っていく。</p>	令和4年 6月	埋蔵文化財センター
----	--	------	------	--	------------	-----------

B-23 文化財関係団体助成

意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできない状況である。成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、本事業の目的を踏まえ「1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合」が適切と考える。</p>	P175	措置完了	<p>県としての成果指標は、「第5期静岡県文化振興基本計画」（令和4年度～7年度）に掲げる「自分が住んでいる地域の文化的環境に満足している人の割合」とする。</p>	令和4年 4月	文化財課
----	---	------	------	--	------------	------

意見	<p>②補助金算定根拠の明確化について</p> <p>県は事業目的を達成するために、昭和 45 年度から静岡県文化財保存協会に対して、補助金を交付している。</p> <p>今回、担当課に補助金の算定根拠を確認したところ、具体的な算定根拠について、明記された文書等が残っていないとのことであった。これでは、補助金の継続性や妥当性等についての具体的な判断基準がなく、合理的な見直しができないと考える。とくに県担当者が定期的に交代する現状を考慮すると、判断基準を文書等で明記する必要性は高いと考える。</p> <p>そのため、担当課は、補助金の算定根拠を明確化したうえで、補助金の継続性や妥当性を毎年吟味して、県民に説明できるような記録を残すべきと考える。</p>	P175、 176	措置完了	<p>団体助成にかかる当初の算定根拠資料は残っていないが、毎年の予算協議の際に、補助金額の継続性や妥当性について総合的に判断している。補助金額の交付にあたっては、補助金交付要綱に基づき、交付申請書の計画書や実績報告書等の内容を事業目的に照らし、補助金の妥当性を毎年確認している。</p> <p>しかしながら、今回の意見を受け、予算協議時の意思決定過程を記録に残すこととした。</p>	令和 4 年 3 月 文化財課
B-24 美術館運営事業費					
指摘	<p>①備品の管理について</p> <p>県立美術館（以下、美術館）は、備品購入後、財務会計システムに基本情報を登録し、登録後に打ち出される物品シールを備品に貼って、備品管理をしている。</p> <p>今回、備品と物品台帳一覧表を突合したところ、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が異なるものがあった。</p> <p>物品シールによる備品管理を適切に実施するために、備品の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。</p>	P181	措置完了	<p>指摘のあった物品シール番号と物品台帳一覧の番号の不一致については、直ちに修正した。</p> <p>今後は机など複数ある備品の現物確認の際には、個々の物品番号を確実にチェックするよう徹底する。</p>	令和 3 年 10 月 県立美術館

意見	<p>①企画展の採算管理について</p> <p>本事業では展覧会事業の一環として、毎年、美術館内で各企画展を実施している。</p> <p>ここで、令和2年度の予算執行管理表は未作成であり、県歳出実績は確認できなかったため、各展覧会の収支を把握できなかった。ここでは、各企画展の採算評価ができず、観覧料の設定が妥当か否か等、事後的な検証ができないと考える。</p> <p>そのため、各企画展においては、適時、県歳出実績を把握して採算管理を行い、次の予算編成等に反映していくべきと考える。</p>	P181, 182	措置完了	<p>各企画展の収支状況を把握するため、フォーマットを作成した。</p> <p>今後は、採算状況を把握し、次年度予算編成時の参考とする。</p>	令和4年8月 県立美術館
意見	<p>②移動美術展の管理について</p> <p>本事業では展覧会事業の一環として、静岡市から遠く離れた地域における収蔵作品を鑑賞する機会を提供するために、移動美術展を実施している。</p> <p>移動美術展の開催地は、県が、移動美術館の開催を希望する施設の中から、施設環境等を調査したうえで採択しているが、複数年にわたって開催希望を出しているにもかかわらず、不採択が続いて開催できない施設もあった。</p> <p>移動美術展の開催趣旨を踏まえ、美術館は、できるだけ希望した施設（自治体）で実施できるよう、調整すべきと考える。その際、今後のために、調整過程や不採択理由を記録として残すことが、問題点把握の観点から望ましいと考える。</p>	P182, 183	措置完了	採択の透明性を明確にするために、今後は選考の通知文に不採択となった理由を記載し、交付することとした。	令和4年8月 県立美術館

意見	<p>③講堂の稼働率について</p> <p>美術館内に講堂があり、芸術文化の発表と普及の目的での使用を条件に貸出しをしている。稼働率を確認したところ、火水木金の稼働率が10%付近であった。</p> <p>火水木金の稼働率が低い理由は、やむを得ないと考えられるが、現状の稼働率は10%付近であり、改善の余地はあると考えられる。</p> <p>そのため、美術館は、まずは、火水木金と月土日に分けるなどして、講堂の稼働率をコマ別で目標管理することが有益と考える。</p>	P184, 185	措置完了	<p>講堂について、令和4年度から火水木金の稼働率をコマ別で管理することとした。</p> <p>平日の稼働率については、小中学校の美術館鑑賞での利用や企画展関連イベントの会場など目的の範囲内で10%を超える利用を目指す。</p>	令和4年 4月	県立美術館
意見	<p>④製作物の在庫について</p> <p>美術館では各事業で製作物を作成し関係者に配布している。今回の施設往査で、各製作物を確認したところ、ロダンウィーク（平成25年度）や研究紀要（平成26年度）等が残っていた。</p> <p>そのうち、とくにロダンウィークは、作成目的や内容からすると、今後、使用する可能性が低いと考える。そのため、美術館は、ロダンウィークを含む各製作物について廃棄ルールの設定、及び定期的な廃棄を実施すべきと考える。</p>	P185	措置完了	<p>作成から5年を目安に廃棄することとした。ただし、明らかに必要の無くなったものは個別に判断して随時廃棄する。</p>	令和4年 8月	県立美術館
意見	<p>⑤備品の設置場所について</p> <p>今回、美術館の物品台帳一覧を確認したところ、設置場所が空欄となっている備品が大半であった。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、備品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p>	P185, 186	措置対応中	<p>物品台帳の設置場所については、追加登録作業を行っており、9月末までに完了する予定である。なお、設置場所が動く備品については、所定の置き場所を登録することとした。</p>	令和4年 9月	県立美術館

	<p>そのため、美術館は、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、備品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p>				
意見	<p>⑥美術品の現物確認について</p> <p>美術館は、広く県民に美術作品の鑑賞と創作活動の場を提供するために、美術品を収集している。</p> <p>今回、収蔵品の現物確認方法を確認したところ、備品と異なり、作品の状態点検と合わせて不定期に現物確認を実施しているとのことであった。</p> <p>美術館は他文化施設と異なり、取得金額が高額な収蔵品が多く、金額的重要性が高いと考える。そのため、美術館は、少なくとも、一定数以上の収蔵品について、定期的な現物確認を実施すべきと考える。</p>	P186	措置完了	<p>令和3年度中に全収蔵品について現物確認を行った。今後も毎年全収蔵品の現物確認を行っていく。</p>	<p>令和4年 3月</p> <p>県立 美術館</p>
B-25 美術博物館建設基金積立金					
意見	<p>①静岡県立美術博物館建設基金（以下、基金）の繰入について</p> <p>基金は、美術博物館の建設や館蔵品の取得に要する経費（以下、当経費）に充てる目的で設置されており、基金の直近推移は、以下のとおりである。</p> <p>ここで、基金残高は現金と美術品に分かれるが、当経費に充当できる現金は約3割となっており、このままでは当経費を十分に賄えないと考える。</p>	P189, 190	措置完了	<p>頂いた意見を踏まえ、民間企業からの協賛金など外部資金の確保や法人会員メンバーシップによる支援の獲得等に努めていくこととした。</p>	<p>令和4年 3月</p> <p>文化 政策課</p>

	<p>令和元年の第三者評価委員会でも同様の意見があり、担当課は、5年後の開館 40 周年に向けて、県予算以外から基金繰入を増やすための取組みを実施すべきと考える。</p>				
意見	<p>②静岡県立美術博物館建設基金の考え方について</p> <p>静岡県立美術博物館建設基金条例（以下、条例）第 2 条では、「基金の額は、15 億円とする」とあり、各年度の基金残高は 15 億円以上となっている。これは、上述の当経費を十分に確保し備えておくことを目的としているためである。</p> <p>しかし、基金の内訳は、概ね、現金 3 割、美術品 7 割となっており、美術品は売却による現金化ができないことから、基金の目的である当経費に充当できるのは現金のみである。これでは「基金の額は 15 億円とする」と設定した趣旨を、十分に満たしていないのではないだろうか。</p> <p>条例制定から 40 年以上が経ち、制定当初から置かれている環境が大きく変化していることを踏まえ、担当課は、条例第 2 条の見直しなど、現況に即した取扱いに修正すべきと考える。</p>	P190	措置 不要	<p>現状において、条例の趣旨に沿って適切に基金を運用できていると考えており、条例第 2 条の見直しの必要性はないと考える。</p> <p>ただし、今後、より大きな環境の変化等により条例の見直しが必要になった場合は、検討していく。</p>	文化 政策課
B-26 美術館特定天井対策事業費					
意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業の活動指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、活動を測定しがたいと考える。直接的な活動</p>	P193	措置 不要	<p>本事業については令和 3 年度をもって終了しているが、今後同様の事業を実施する際には、活動指標を「計画の進捗率」等とする。</p>	文化 政策課

	<p>指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標は、本事業の内容を踏まえ「計画の進捗率」等がより適当と考える。</p>					
意見	<p>②予算と決算について</p> <p>本事業はエントランスホール工事の設計であり、令和2年度の前算額決算額を確認したところ、当初予算の執行率（決算額÷当初予算）は57%であった。</p> <p>執行率が低い場合、限られた県予算を有効活用できていないことを示すため、執行率を高めていく必要がある。</p> <p>担当課は、令和3年度から、建築管理局建築企画課に積算依頼するよう変更するとのことであるが、今後も差異理由に応じた機動的な見直しを継続していくべきと考える。</p>	P193	措置完了	<p>令和4年度当初予算では、建築企画課に委託料の積算を依頼し、予算化している。今後も、執行状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていく。</p>	令和4年3月	文化政策課
B-27 美術館修繕事業費						
意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業の活動指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の活動指標とするのは直接的ではなく、活動を測定しがたいと考える。直接的な活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標は、本事業の内容を踏まえ「中期維持保全計画の進捗率」等がより適当と考える。</p>	P196	措置完了	<p>令和4年度の事業開始に当たり、活動指標として「中期維持保全計画の進捗率」を設定した。</p>	令和4年3月	文化政策課
B-28 ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費						
意見	<p>①バスの運行委託について</p> <p>ふじのくに地球環境史ミュージアム（以下、ミュージアム）は車以外での交通手段が限られること</p>	P201	措置対応中	<p>運行バスの利用状況については、令和4年度から、曜日・時間帯別の調査を実施し、地域に与え</p>	令和5年3月	ふじのくに地球環境史ミュ

	<p>から、しずてつジャストライン(株)と運行業務委託契約を締結し、静岡駅からミュージアムまで、直通バスを運行している。</p> <p>過去の直通バス運行実績をみると、バス1台当たりの乗客数は1～2人程度で推移しており、多くの利用者が利用しているとはいえず、現状の運行本数を続ける必要性は高いとはいえないと考える。</p> <p>ミュージアムは、現在、運行バス1本ごとの利用者数は委託業者から報告を受けておらず、曜日や時間帯ごとのバス利用者数は把握できる体制が整っていない。そのため、ミュージアムは、今後、委託業者との連携により、曜日や時間帯ごとのバス利用者等をできるだけ詳細に把握し、費用対効果の視点も含めて、定期的に運行本数のあり方を検討すべきと考える。</p>		<p>る影響についても十分配慮しながらバス運行方法の検討を行うこととしている。</p> <p>展示・イベント及び情報発信についてもこれまで以上に工夫し、より多くの方にミュージアムを利用いただけるよう来館者増加に努めていく。</p>		ミュージアム
意見	<p>②収蔵品データベースへの入力について</p> <p>ミュージアムは様々な収蔵品を保存管理しており、その手順としては、収蔵品を受入台帳に登録後、データベースに入力している。</p> <p>ここで、登録データベースへの入力件数（以下、データベース入力件数）は、年度によってバラつきが生じており、入力完了まで長い年月を要すると考えられる。例えば、収蔵点数の増加がないと仮定し、直近3ヶ年の平均入力数を基に計算しても、データベースへの入力は21年程度かかることになる。</p>	P202 措置 対応中	<p>本ミュージアムは、博物館の根幹的機能として、また“ふじのくに”の資料の集積拠点として、「今しか入手できない貴重な資料」の積極的な収蔵に努めている。</p> <p>頂いた意見を踏まえ、収蔵品データベースの入力・一部作業をサポートャーやボランティアが実施することの作業手順の見直しに取り組んでいるところである。</p> <p>今後、これらデータベースへの入力計画の作成を行うこととしている。</p>	令和5年 3月	ふじのくに地球環境史ミュージアム

	<p>収藏品点数は年々増加していく現状を踏まえると、ミュージアムは中長期的な登録データベースへの入力計画を定め、一定年数経過ごとに計画値の達成ができなかった場合は、アルバイトを雇う等して、入力を計画的に進めていくべきと考える。</p>					
意見	<p>③企画展図録の在庫について</p> <p>ミュージアムでは、冬季に開催する有料企画展において、観覧者の理解を深めることを目的として、企画展図録（展示解説書）を作成、販売しているが、各年度における作成部数の3割以上が在庫として残っていた。</p> <p>毎年、企画展の内容が異なることから、企画展終了後に過去に作成した企画展図録の販売数が大きく伸びる可能性は低いと考えられる。</p> <p>そのため、ミュージアムは、企画展図録の販売方法について、テコ入れや多角化等を実施し、在庫部数の削減を検討すべきと考える。また、それでも在庫部数が残り続ける場合は、費用対効果も踏まえ、作成部数そのものを見直すことも検討すべきと考える。</p>	P202, 203	措置完了	<p>図録の販売については、従前からの図鑑カフェでの販売に加え、ミュージアムの受付窓口でも販売するようにした。</p> <p>さらに、ミュージアム内外で開催するイベント等における販売の準備を進めるとともに、他県の事例なども参考に、発刊後一定の年数が経過した図録の価格改定やセット販売について検討していく。</p> <p>なお、令和3年度の企画展図録の部数については過去の図録の在庫部数を踏まえ、これまでの半数の作成部数とした。</p>	令和4年3月	ふじのくに地球環境史ミュージアム
意見	<p>④広報物、研究成果物の在庫について</p> <p>ミュージアムでは、定期的に、ニュースレターや年報、東海自然誌といった広報物を作成している。</p> <p>ここで、広報物のうち年報は、作成部数のうち3～5割が在庫部数として残っている。また、東海</p>	P203～205	措置対応中	<p>広報物については、用途、配布先の見直しを行い、令和4年度のニュースレターは作成部数を見直す方向で、現在作業を進めている。</p> <p>また、年報と東海自然誌についても配布先の見直しを行うとともに、製</p>	令和5年3月	ふじのくに地球環境史ミュージアム

	<p>自然誌は、作成部数のうち4～5割が在庫部数として残っている。</p> <p>そのため、ミュージアムは、まず、広報物の配布方法を見直すことにより、在庫数の削減に努めていくことが必要である。次に、それでも在庫が残り続ける場合は、費用対効果も踏まえ、作成部数の見直しも検討すべきと考える。</p>		<p>本物の代わりとしてPDFなどのデータを、ミュージアムHP上で公開することにより作成部数の削減を図る。</p>			
意見	<p>⑤物品の設置場所について</p> <p>今回、ミュージアムの物品台帳一覧表を閲覧したところ、登録されている物品等 628 件のうち、設置場所が空欄の物品が 526 件見受けられた。</p> <p>設置場所が空欄のままでは、物品の設置場所が物品台帳一覧表から把握できないため、備品管理上、望ましくないと考える。</p> <p>そのため、ミュージアムは、毎年実施する現物確認の際に、備品の設置場所を確認の上、物品台帳一覧表を適時更新することが望ましいと考える。また、物品のうち動産については、設置場所が動く可能性があるため、所定の置き場所を決めておくことも、備品管理上、有益と考える。</p>	P205	措置 対応中	<p>現在の物品台帳には、備品として管理する必要のない物品まで多数登録されていることが判明した。</p> <p>そのため、備品として管理する必要のない物品は物品台帳から削除するとともに、備品の設置場所を確認の上、設置場所の登録も行っていく。</p> <p>また、動産物品については所定の設置場所を定め、定期的に物品台帳と備品の現物確認を行う等、備品管理を徹底する。</p>	令和4年 9月	ふじのくに地球環境史ミュージアム